

特用林産物消費・流通総合支援対策事業（新規）

1. 趣 旨

きのこ、山菜、木炭等の特用林産物は、収入機会の増大を通じた山村地域の活性化や、我が国の食生活及び伝統文化の維持に貢献しているとともに、その生産過程において、森林や林間等山村地域資源を活用することにより、健全な森林の整備にも寄与しているところである。

しかし、山村では、過疎化・高齢化が顕著になっていることに加え、特用林産物の輸入の増大等により生産者の生産意欲が大きく減退していることから、里山林等における手入れ不足による森林の荒廃も大きな問題となっている。

一方、食の安全性の確保に対する気運の高まりや、交通網・情報網の発展に伴う道の駅や直売所等での特用林産物の取り扱いの増大など、流通構造は大きく変化しつつある。

さらに国内消費者についてみると、特用林産物は単に食品、燃料、建築資材、工芸用原料などとして消費するだけでなく、きのこ狩りや山菜採り等森林レクリエーションの一環として身近なものとなるなど、特用林産物との関わりは多様化してきている。

このような中で、消費者に対して国産特用林産物の消費の拡大がもたらす様々な恩恵について理解を深めるとともに、消費者ニーズを的確に踏まえた地域の特性に応じた供給体制を確立するため、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大を図る必要がある。

2. 事業内容

(1) 特用林産物消費・流通支援事業

消費者ニーズを的確に反映した産地づくりに資するとともに、良質な国産特用林産物を消費することにより得られる恩恵について理解を深めるため、消費者と生産者とのネットワークの構築を図る全国レベルでの交流や生産から消費にわたる適正な流通を確保するための調査・普及、及び消費者に対する適切な情報提供等を実施

(2) 山村資源活用促進支援事業

原木しいたけをはじめ山村地域にある資源を有効に活用した特用林産物の優良生産地の調査・普及、後継者を養成するための全国レベルでの研修会等を実施

(3) 山菜等振興PR推進事業

一般採取者に対するマナー等の醸成及び、消費者に対して安全・安心な山菜を供給しうる栽培技術の指導等を行うための山の幸ガイドを養成するとともに、山菜の加工方法や料理方法の伝承のための調査及び普及等を実施

(4) 特用林産物新用途利用確立支援事業

竹林の拡大や中国木炭輸出禁止措置等特用林産物を巡る社会情勢に対応した新たな用途による製品の全国的な利用の確立のため、統一的な規格の検討及び制定、普及等を実施

(5) 伝統文化の維持・伝承に必要な特用林産物供給・利用支援事業

文化財の維持や伝統工芸等を支える資源の確保に資するため、原材料の栽培・採取・加工技術等の記録及びデータベース化を実施

3. 事業実施主体

日本特用林産振興会

4. 補助率

1/2、定額

5. 事業実施期間

平成18年度～平成20年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額

58,604千円（0）千円

（林野庁経営課）